

## 【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<b>第 6 条</b> (知識確認テスト及び口座の開設、取引の適格要件) (個人のお客様の場合)	(11) <u>外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしている事。</u>	(11) <u>店頭通貨バイナリーオプションに投資可能な金融資産を 300 万円以上有している事。</u>
<b>第 6 条</b> (知識確認テスト及び口座の開設、取引の適格要件) (法人のお客様の場合)	(12) <u>外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしている事。</u>	(12) <u>店頭通貨バイナリーオプションに投資可能な金融資産を 300 万円以上有している事。</u>
<b>第 10 条</b> (本サービス提供の一時停止)	<p>弊社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させて頂く場合がございます。</p> <p><u>(1) 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、弊社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回号の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。</u></p> <p><u>(2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、弊社からのレートの提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると弊社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止及び状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行う事があります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。</u></p>	<p>1. <u>弊社は、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、弊社からのレートの提示が困難になり、お客様が注文を行う事が困難となった場合や、本システムの機器等の瑕疵若しくは障害（以下「システム障害」といいます。）または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止する事ができるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項に定めるもののほか、弊社が販売に関して定めた一定の停止条件を満たした場合（一部のオプションに注文が集中し、弊社から、本サービスをご利用されている全てのお客様へのペイアウト額予測額が一定の額を超えてくる事となった場合など）には、弊社は、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止する事ができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前 2 項に定めた場合において、弊社は、強制払い戻し（購入代金と同額をお</u></p>

	<p><u>(3)「オプトレ！」取引により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合には1年間取引を停止させていただきます。</u></p> <p><u>(4)「オプトレ！」の1日の取引額が、2営業日連続して500万円（一日のお取引限度額）を超過した場合、弊社の判断により一か月間取引を停止させていただきます。</u></p>	<p><u>お客様に返金する手続）を実施する場合があります。とします。</u></p>
--	--	---